

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
平成28年3月28日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	7件
国民年金関係	5件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500320 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500130 号

## 第 1 結論

請求者の A 事業所 (以下「B 事業所」という。) における平成 20 年 7 月 30 日、平成 21 年 7 月 30 日、平成 22 年 7 月 30 日及び平成 23 年 7 月 29 日の標準賞与額を 8 万円、平成 20 年 12 月 30 日の標準賞与額を 9 万 8,000 円、平成 21 年 12 月 29 日の標準賞与額を 3 万 9,000 円、平成 22 年 12 月 30 日及び平成 23 年 12 月 29 日の標準賞与額を 7 万 9,000 円、平成 24 年 12 月 28 日の標準賞与額を 9 万円に訂正することが必要である。

平成 20 年 7 月 30 日、同年 12 月 30 日、平成 21 年 7 月 30 日、同年 12 月 29 日、平成 22 年 7 月 30 日、同年 12 月 30 日、平成 23 年 7 月 29 日、同年 12 月 29 日及び平成 24 年 12 月 28 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 20 年 7 月 30 日、同年 12 月 30 日、平成 21 年 7 月 30 日、同年 12 月 29 日、平成 22 年 7 月 30 日、同年 12 月 30 日、平成 23 年 7 月 29 日、同年 12 月 29 日及び平成 24 年 12 月 28 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 61 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 20 年 7 月  
② 平成 20 年 12 月  
③ 平成 21 年 7 月  
④ 平成 21 年 12 月  
⑤ 平成 22 年 7 月  
⑥ 平成 22 年 12 月  
⑦ 平成 23 年 7 月  
⑧ 平成 23 年 12 月  
⑨ 平成 24 年 12 月

私は、B 事業所に C 業務として勤務し、請求期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。給与分と賞与分が合算された給与明細書 (以下「給与明細書」という。) があるので、請求期間について年金額の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間①から⑨について、B 事業所が提出した給料台帳、請求者から提出された給与明細書及び金融機関が提供した流動性預金異動明細表により、請求者は、当該請求期間に、同事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることからこれらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、請求期間については、前述の給与明細書及び流動性預金異動明細表における振込額により確認できる賞与支給額から、請求期間①、③、⑤及び⑦は8万円、請求期間②は9万8,000円、請求期間④は3万9,000円、請求期間⑥及び⑧は7万9,000円、請求期間⑨は9万円とすることが妥当である。

また、賞与の支給年月日については、前述の流動性預金異動明細表で確認できる振込日の記録から、請求期間①は平成20年7月30日、請求期間②は同年12月30日、請求期間③は平成21年7月30日、請求期間④は同年12月29日、請求期間⑤は平成22年7月30日、請求期間⑥は同年12月30日、請求期間⑦は平成23年7月29日、請求期間⑧は同年12月29日、請求期間⑨は平成24年12月28日とすることが妥当である。

なお、請求者に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、全ての請求期間について、請求者の賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500303 号  
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1500064 号

## 第 1 結論

平成 13 年 11 月から平成 14 年 3 月までの請求期間については、請求期間当時に国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 13 年 11 月から平成 14 年 3 月まで

私が平成 14 年 3 月に A 市から B 郡 C 町 (現在は D 市) へ転居した後に平成 14 年 2 月と 3 月分の免除申請が行われている上、平成 13 年 11 月から平成 14 年 1 月分の国民年金保険料が平成 15 年 12 月に納付されたようだが、これは私が知らないうちに父が免除申請や保険料納付を行ったようだ。しかし、平成 13 年度の市県民税、国民健康保険税、国民年金保険料は全て私が支払いを済ませ、A 市を転出したと記憶している。当時の領収書などの書類を保管しているので、調査の上、記録を訂正して二重に納付した国民年金保険料を返してほしい。

## 第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求期間のうち平成 13 年 11 月から平成 14 年 1 月までの国民年金保険料は平成 15 年 12 月 12 日に納付され、請求期間のうち平成 14 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料は、全額免除期間とされていたものが、平成 23 年 7 月 13 日に追納されていることが確認できる。請求者は請求期間の国民年金保険料について当該納付日以前に既に納付していたはずとして国民年金保険料の返還を求めている。

しかしながら、請求者が提出した平成 13 年度国民健康保険税催告書 (納付書兼領収書) (写し) 及び平成 13 年度市民税・県民税領収書 (写し) により平成 13 年度国民健康保険税及び市県民税を平成 14 年 3 月 1 日までに全期納税していることが確認できる上、請求者に係る戸籍の附票によると、請求者は同年同月 3 日に A 市から B 郡 C 町に転出していることが確認できるが、同時に請求者が提出した請求期間に係る平成 13 年度国民年金保険料納入通知書兼領収書には納付した金融機関の領収印が押印されていない上、金融機関が国民年金保険料を収納した際に使用する領収控え及び金融機関が収納したことを社会保険事務所 (当時) に対し通知する際に使用する領収済通知書も使用されないまま保管されている。

また、請求者は、A 市役所 E 支所に何度か行き、同支所の収納窓口で何かを納付した記憶があり、督促状が届いた場合は全て納付している旨陳述しているが、前述の国民年金保険料納付書以外の他の納付書により納付を行った等の陳述も得られず、国民年金保険料の督促に関する具体的な状況については記憶していない上、A 市国民年金課は、請求期間当時の現年度保険料未納者に対する事務取扱について不明である旨回答している。

さらに、オンライン記録によると、前述のとおり、請求期間は保険料納付済期間と記録されているところ、仮に請求者が当該期間の納付日以前に請求期間に係る国民年金保険料を納付し

ていた場合には、重複納付による還付又は充当の処理がなされることになるが、その形跡は見当たらない上、請求者に対して別の基礎年金番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、請求者が国民年金保険料を請求期間当時に納付していたことを示す関連資料（家計簿等）がなく、ほかに請求期間の保険料が請求期間当時に納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間当時に、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500327 号  
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1500065 号

## 第 1 結論

昭和 58 年 4 月から昭和 60 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 58 年 4 月から昭和 60 年 3 月まで

昭和 58 年 2 月に会社を退職し、翌月に A 区役所にて国民健康保険と国民年金の手続を行い、加入した当初から私自身が昭和 58 年 4 月から昭和 59 年 3 月までは 3 か月ごとに、同年 4 月以降は毎月、真面目に国民年金保険料の納付を行ってきた。なお、加入した際に A 区役所から年金手帳を交付してもらっていないが、その後に勤務した会社から年金手帳を交付された。

その後、昭和 61 年 1 月か 2 月頃、A 区役所から「年金の確認ができない。」との連絡が郵送されたので、その翌月頃に A 区役所へ出向いた際に、私の年金手帳の今まで空欄になっていた国民年金番号の部分に新しい番号がスタンプされた。

私が請求期間の国民年金保険料を納付した当初の国民年金番号が別にあるはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

B 市 A 区の国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金被保険者名簿によると、請求者の国民年金加入手続は、昭和 61 年 1 月 11 日に同区役所において受け付けられ、請求者に対し、国民年金手帳記号番号が同年 3 月に払い出されていることが確認できるところ、請求者は当該記号番号とは別の記号番号により請求期間の国民年金保険料を納付した旨陳述している。

しかしながら、初めて国民年金の加入手続が行われた際には、制度上、国民年金手帳記号番号が払い出されるとともに国民年金手帳が発行されるにもかかわらず、請求者は昭和 58 年 3 月に国民年金の加入手続を行った際には年金手帳を交付されていないと陳述している上、前述の国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求期間において、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500336 号  
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1500066 号

## 第 1 結論

昭和 45 年 12 月から昭和 47 年 4 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 45 年 12 月から昭和 47 年 4 月まで

私が学生だった昭和 45 年頃、40 歳くらいの男性が A 市の実家を訪れ、学生であっても国民年金に加入しなければならない旨を説明し、私の国民年金保険料が集金されていたと母から聞いていたにもかかわらず、請求期間の私の国民年金記録が未加入期間とされているのは納得できないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

在籍期間証明書によると、請求者は請求期間において大学に在籍していたことが確認できることから、制度上、請求期間は国民年金の任意加入対象期間であったことが確認できるところ、請求者は、昭和 45 年頃、請求者の母親が国民年金の加入手続を行った旨陳述している。

しかしながら、オンライン記録、A 市の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者連名簿によると、請求者の国民年金被保険者の資格取得日は昭和 47 年 5 月 20 日である上、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は昭和 47 年 6 月 23 日に払い出されており、この頃、請求者に係る国民年金の加入手続が行われたものと考えられる。

なお、国民年金に任意加入する場合には、国民年金被保険者の資格取得日は任意加入の申し出があった日とされており、前述の請求者が国民年金に加入した時点では、制度上、請求期間に遡って任意加入することはできない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿を確認したが、請求者に対し、請求者の主張する時期において別の国民年金手帳記号番号が払い出された事跡は見当たらず、前述のとおり、請求期間は国民年金の未加入期間であり、請求者及び請求者の母親が請求期間の国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、請求者は請求者の母親が、請求者の国民年金保険料の納付を行っていたと陳述しており、請求者は国民年金保険料の納付に直接関与していなかったことから、請求者に聴取しても国民年金保険料の納付についての具体的な状況が不明であるとともに、請求者の母親は当時のことを憶えておらず、請求者の請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な陳述を得ることができない。

加えて、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1500328号  
厚生局事案番号 : 九州(国)第1500067号

## 第1 結論

平成10年5月及び平成10年9月から平成13年1月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和45年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ①平成10年5月  
②平成10年9月から平成13年1月まで

年金記録を確認したところ、請求期間の国民年金保険料が未納となっている。市役所から納付書が送ってきており、納付したことは間違いないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、市役所から送られてきた納付書により、請求期間の国民年金保険料を納付したことは間違いないと主張しているところ、請求者に係るA市の国民年金被保険者カードによると、請求期間の検認記録欄は、空欄とされていることが確認できる。

また、請求者は、婚姻期間中である請求期間①及び請求期間②の一部の期間は元妻が国民年金保険料を納付していたと陳述しており、保険料の納付に直接関与していない上、離婚した平成10年12月以降の期間については、自らが納付していたと陳述しているものの、納付した時期や納付場所を記憶していないことから、請求期間における国民年金保険料の納付状況は不明である。

さらに、請求期間は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、請求期間に係る年金記録の過誤があったとは考え難い。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500331 号  
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1500068 号

## 第 1 結論

昭和 45 年 8 月から昭和 46 年 12 月までの請求期間、昭和 47 年 3 月から昭和 48 年 3 月までの請求期間、昭和 54 年 9 月から同年 12 月までの請求期間、昭和 55 年 4 月から昭和 56 年 5 月までの請求期間及び昭和 56 年 8 月から昭和 57 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 45 年 8 月から昭和 46 年 12 月まで  
② 昭和 47 年 3 月から昭和 48 年 3 月まで  
③ 昭和 54 年 9 月から同年 12 月まで  
④ 昭和 55 年 4 月から昭和 56 年 5 月まで  
⑤ 昭和 56 年 8 月から昭和 57 年 3 月まで

私は、20 歳の頃 A 県の短期大学に通学するため、A 県に居住していたが、住民票は実家のある B 市のままだったことから、母親から、国民年金に加入したことを聞かされた。また、詳細は分からないが、納付についても、20 歳加入時から、結婚して C 県に居住するまでは母親が納付してくれていたと思う。

なお、領収書があるにもかかわらず未納とされていた期間があり、婚姻後の期間にも複数の未納期間が見られるが、領収書が見つかった期間と同様、私は納付していたと記憶しているので調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

1 請求期間①及び②に係る国民年金の加入及び納付について、請求者は直接関与していないことから、請求者に確認しても、請求期間当時の具体的な状況は不明である上、請求期間の国民年金の加入手続及び納付を行ったとする請求者の母親は、療養中のため請求者の請求期間当時の国民年金に係る加入及び納付の具体的な状況について聴取することができない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者が初めて国民年金に加入する手続を行ったのは、昭和 48 年 10 月以降であることが確認できることから、請求期間①の一部については、当該手続日において、既に時効のため納付できない期間であった。

さらに、請求者の母親が請求期間①及び②に係る国民年金の加入手続を行ったとする B 市役所に照会したものの、請求期間の国民年金保険料が納付されていたことを確認できる資料等は保管されていない。

2 請求期間③、④及び⑤に係る国民年金の加入について、請求者は、勤務先を退職した都度、D 市 E 区役所にて加入手続を行ったと陳述しているが、オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る国民年金被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る処理年月日は、昭和 60 年 3 月 20 日となっていることから、請求期間③及び④の全期間、請求期間⑤の一部期間は、当時、未加入期間であったことがうかがえる。

また、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の納付について、具体的な金額等を記憶していない上、生活が苦しく滞納していた期間の保険料を銀行や区役所で納付した記憶はあるものの、国民健康保険料を納付した記憶と混在しているかもしれない旨陳述している。

- 3 請求者に係るD市E区の国民年金被保険者名簿を確認したが、請求期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる記載は見当たらない上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録を確認しても、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された事跡は見当たらない。

また、請求者及びその母親が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（領収書、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500337 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500128 号

## 第 1 結論

昭和 20 年 9 月 1 日から昭和 22 年 9 月 1 日までの請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 3 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 20 年 9 月 1 日から昭和 22 年 9 月 1 日まで

私が A 社に勤務していた期間が厚生年金保険の被保険者となっていないことについて、これまでも総務省年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、記録の訂正は認められなかった。

総務省年金記録確認第三者委員会から、A 社は、社会保険の適用事業所ではなかったとの説明を受けたが、登記簿には同社の記録が確認でき、社会保険に加入しないような事業所ではないので、説明に納得できない。

今回、A 社を管轄する B 社会保険事務所 (当時) は、昭和 27 年 \* 月 \* 日に火災に遭っていることが分かり、復元されていない資料に私の記録が含まれている可能性があることに加え、A 社は昭和 21 年頃に C 社に買収されたので、同社の被保険者として記録されていることも考えられるので、再度調査のうえ、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社に係る閉鎖登記簿謄本により、同社は請求期間に存在していることが確認できるものの、同社における常勤の従業員数は不明であり、同社が厚生年金保険法に定められる適用事業所の要件を満たしていたかは不明である。

また、適用事業所名簿によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

さらに、前述の登記簿謄本により確認できる役員及び請求者が氏名を挙げた複数の同僚の全てについて、A 社における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、前述の同僚の中には、同社は社会保険がなかった旨を陳述している者もいる。

加えて、前述の登記簿謄本によると、A 社は、昭和 33 年 7 月 5 日に解散し、既に廃業している上、当時の役員は居所不明等の理由により陳述を得ることができず、請求者の勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

また、請求者は請求期間における自身の厚生年金保険の被保険者記録が B 市等に在った C 社で記録されているのではないかと主張しているところ、事業所名簿検索システムによると、D 県内において、「C」という名称を含む適用事業所は複数確認できるものの、これらの事業所は、請求期間において厚生年金保険の適用事業所となっていない。

なお、B 社会保険事務所は昭和 28 年 \* 月 \* 日に火災に遭っており、被保険者名簿を消失しているが、当該事情のみをもって、請求者の年金記録の訂正を認めることはできない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。